

森づくりに係る他県の取り組み状況について

- 1 森づくりに関する基本理念を定めた条例を制定している県は4県あります。
- 2 森づくりのための財源（税）を定めた条例を制定している県は14県あり、そのうち8県で条例が施行されています。
- 3 基本理念と財源（税）の2つの条例を制定している県（滋賀県）はありますが、それらを1つにした総合条例を制定している県はありません。

都道府県	基本理念を定めた条例	財源（税）を定めた条例	備考
北海道			
青森			
岩手			
宮城			
秋田			
山形			
福島			
茨城			
栃木			
群馬			
埼玉			
千葉			
東京			
神奈川			
新潟			
富山			
石川			
福井			
山梨			
長野			
岐阜			
静岡			
愛知			
三重			
滋賀			
京都			
大阪			
兵庫			
奈良			
和歌山			
鳥取			
島根			
岡山			
広島			
山口			
徳島			
香川			
愛媛			
高知			
福岡			
佐賀			
長崎			
熊本			
大分			
宮崎			
鹿児島			
沖縄			
合計	4県	14県	

森林整備のための財源(税)を定めた条例の導入状況

H17.10.5現在

区分	県名	税の名称	導入時期	課税の仕組み		税込規模 (億円/年)	主な税の使いみち		期間
				方式	個人 法人		ハード事業	ソフト事業ほか	
導入済	高知県	森林環境税	H15.4	県民税超過課税	500円/年 500円/年	1.6	ダム、水道水源の上流等で人工林の混交林化	森林ボランティア活動の推進支援 広報事業(「こうち山の日」の制定)等	5年間
	岡山県	おかやま森づくり 県民税	H16.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	4.5	奥地林等での間伐や間伐材の搬出。混交林化	ボランティアによる森づくりへの支援 木材利用促進、担い手の育成ほか	5年間
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	県民税超過課税	300円/年 法人均等割の3%	1.0	水源かん養林の保全等	森林への意識醸成ほか	3年間
	鹿児島県	森林環境税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.8	水源かん養林の保全等	森林の啓発・普及ほか	5年間
	愛媛県	森林環境税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.6	県が定める指定事業 県民からの公募事業	普及・広報活動 木材利用促進ほか	5年間
	島根県	島根県水と緑 の森づくり税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.0	荒廃した幼齢林に広葉樹 植栽	木材・木質バイオ利用の促進 森林ツーリズムなど森林利用促進	5年間
	山口県	やまぐち森林 づくり県民税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.8	放置された私有林の混交林化 国庫補助対象外の森林整備	小学校を県産材で改装(床、壁) 森林税に関するPR事業ほか	5年間
	熊本県	水とみどりの 森づくり税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	4.2	放棄森林での間伐と 広葉樹の植栽	ボランティア活動への支援 環境教育の推進	5年間
計 8 県									
導入議決済	福島県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	1,000円/年 法人均等割の10%	10.0	森林の保全 (具体的なものはこれから)	森林環境学習推進事業、森林文化復興事業、 森林ボランティア総合対策事業	5年間
	兵庫県	県民緑税	H18.4	県民税超過課税	800円/年 法人均等割の10%	21.0	災害に強い森林づくり	市街地の緑地整備	5年間
	奈良県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.0	放置人工林の強度間伐 NPOによる里山の整備	森林環境教育の推進	5年間
	大分県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.9	地域提案事業を実施	森林づくりへの意識啓発 木材の需要拡大、森林環境教育	5年間
	滋賀県	琵琶湖森林づ くり県民税	H18.4	県民税超過課税	800円/年 法人均等割の11%	6.0	針広混交林を目指した森林整備	森林の大切さの啓発活動	5年間
	神奈川県	かながわ水源 環境保全税 (仮称)	H19.4	県民税超過課税 個人均等割300円/年、所得 割700万円以下0.032%、法人 は課税なし		38.0	水源地域の森林整備 水源地域の下水道整備	間伐材搬出助成 水環境モニタリング調査	5年間
	計 6 県								

導入済み、議決済み14県

森づくりの基本理念を定めた他県条例の概要

(資料5の参考資料)

県名 条例名称 施行時期	北海道 北海道森林づくり条例 H14.3.29	千葉県 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例 H15.5.18	
目的	森林づくりについて基本理念を定め、道・森林所有者の責務と道民・事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策を総合的・計画的に推進するための基本事項を定めることにより、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与する	里山の保全、整備及び活用について基本理念を定め、県の責務及び県民、里山活動団体、土地所有者等の役割を明らかにするとともに、里山の有する多面にわたる機能が持続的に発揮されるよう必要な支援等を行うことにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保並びに活力ある社会の実現に寄与する	
森林づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるように、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて森林づくりを推進 ・林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく森林づくりを推進 ・道民、森林所有者、事業者、道の適切な役割分担による協働により森林づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の有する多面的機能の積極的評価 ・将来の県民に里山の有する伝統的な文化の継承 ・県民、里山活動団体および土地所有者等の積極的かつ主体的な活動 ・県及び県民等が、それぞれの役割の適正な分担の下に協働 	
森林づくりの基本方針			
森林づくりに関する役割・責務	県	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にしたがって施策を総合的・計画的に策定、実施 ・国及び市町村との緊密な連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の保全、整備、活用に関する総合的・計画的な施策の策定、実施 ・里山の保全、整備、活用に係る活動推進のために必要な措置を講ずる ・里山の保全、整備、活用の促進を図るための広報・広聴活動の充実 ・里山の保全、整備、活用に関する施策の支援
	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念に対する理解を深める ・地域の森林づくり活動に積極的に参加 ・道が実施する森林づくりに関する施策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の保全、整備、活用に係る活動について、関心と理解を深め、活動に協力 ・県が実施する里山の保全、整備、活用に関する施策に協力
	森林所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林の整備、保全を図る ・道が実施する森林づくりに関する施策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の活動フィールドを提供するなど、里山の保全、整備、活用が図られるよう努める ・県が実施する里山の保全、整備、活用に関する施策に協力
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を行うにあたり、森林の多面的機能確保に十分配慮 ・道が実施する森林づくりに関する施策に協力 	
	森林組合		
	ボランティア等		<ul style="list-style-type: none"> ・継続して里山の保全、整備、活用に係る活動を行う ・県が実施する里山の保全、整備、活用に関する施策に協力
基本的な施策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 森林づくりに関する基本的な計画の策定 (2) 森林づくりを進めるための指針の策定 (3) 森林の整備の推進及び保全の確保 (4) 林業・木材産業等の健全な発展 (5) 道民の理解の促進 (6) 青少年の学習の機会の確保 (7) 道民等の自発的な活動の促進 (8) 山村地域における就業機会の確保 (9) 森林づくりに関する技術の向上 (10) 道民の意見の把握 (11) 道有林野の管理運営 (12) 財政上の措置 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 里山の日 (2) 里山基本計画の策定 (3) 県民の意見の反映 (4) 公共事業の実施に当たって里山の保全に配慮 (5) 県民が参加する機会の提供 (6) 里山の保全、整備、活用の方法に関する調査研究の実施 (7) 施策の推進のための財政上の措置 (8) 里山活動協定の締結、認定 (9) 森林所有者等へ里山活動団体の情報の提供 (10) 認定里山活動協定に係る活動に対する支援 	
理念以外の条文	北海道森林づくり審議会の設置		

県名 条例名称 施行時期	滋賀県 琵琶湖森林づくり条例 H16.4.1	長野県 長野県ふるさとの森林づくり条例 H16.10.14	
目的	森林づくりについて基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策を総合的・計画的に推進するために県の施策の基本事項を定め、森林の多面的機能を持続的に発揮することにより、琵琶湖の保全及び県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する	森林づくりについて基本理念を定め、県、県民、森林所有者及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、施策の基本事項及び重点的に森林の整備・保全を図るために必要な事項を定めることにより、ふるさとの豊かな森林の創造に寄与する	
森林づくりの基本理念	・多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり ・県民の主体的な参画による森林づくり ・森林所有者、森林組合、県民、事業者及び県の適切な役割分担と協働による森林づくり ・県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり ・森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり	森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う	
森林づくりの基本方針		・森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全 ・身近な資源である県産材の有効利用 ・森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用	
森林づくりに関する役割・責務	県	・基本理念に従って基本的かつ総合的な施策を策定・実施 ・市町村・国との連携 ・県の施策に琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力	・基本理念等に則した施策の策定・実施 ・県民・森林所有者との協働 ・国・市町村との緊密な連携
	県民	・森林の恵みを享受しているという認識を深める ・森林づくりに関する活動への積極的参加 ・県が行う施策への協力	・森林づくりの重要性を認識 ・森林づくりのための活動に参加 ・県が実施する施策への協力
	森林所有者	・所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり ・県が行う施策への協力	・基本理念等に則した森林の整備の推進及び保全の確保 ・県が実施する施策への協力
	事業者	・森林の多面的機能の確保への配慮 ・県が行う施策への協力	・基本理念等に則した事業の実施 ・県が実施する施策への協力 ・開発行為を行う場合は、森林の多面的機能の持続的発揮に支障を及ぼさないよう配慮
	森林組合	・地域における森林経営の中核的担い手 ・森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取組み ・県が行う施策への協力	
	ボランティア等		
基本的な施策	(1)基本計画の策定 (2)環境に配慮した森林施業等の推進 (3)県民の主体的な参画の促進等 (4)里山の保全の推進 (5)流域における森林づくりに関する組織の整備の促進 (6)びわ湖水源のもりの日、びわ湖水源のもりづくり月間 (7)県産材の利用の促進 (8)森林資源の有効な利用促進 (9)森林所有者の意欲の高揚等 (10)森林組合の活性化 (11)森林環境学習の促進 (12)施策推進のための財政上の措置	(1)森林づくり指針の策定 (2)施策の推進のための財政上の措置 (3)県民の主体的な参加の促進 (4)県外における理解と協力 (5)森林整備の推進及び保全の確保 (6)県産材利用の促進 (7)林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展 (8)森林空間の多面的利用の促進 (9)山村地域の活性化	
理念以外の条文		・森林整備保全重点地域制度の創設 ・里山整備利用地域制度の創設	

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(施行済県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税収 (年額)	事業概要	
				項目	平成17年度実施内容
高知県 森林環境税 H15.4~ (5年間)	税収自体を目的とするのではなく、広く薄い負担によって、森の重要性を認識し県民みんなで森を守っていく。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:500円	1.6億円	森づくりへの理解と参加を促す広報	・テレビ、ラジオ、新聞広告の活用により、県産材の利用など一人ひとりの行動と森林保全につながるPR等(13百万円)
				森とのふれあい促進	・ボランティア・NPO団体等の公募及びホームページ等による森の情報の発信(5百万円) ・森を活用したグリーンツーリズムの拠点づくり(5百万円)
				「こうち山の日」の推進	・「こうちの山の日」を応援するイベントや地域活動への支援(15百万円) ・森林環境教育の推進(8百万円)
				森林環境緊急保全	・公益上重要で緊急に整備を行う必要のある森林において、森林所有者と協定を結び強度の間伐を行う(98百万円) ・県民が守り育てる森づくりのモデル的な整備を行う(20百万円)
				森林保全ボランティア活動の推進	・森林ボランティア団体の設立や活動への支援(4百万円)
岡山県 おかやま森 づくり県民税 H16.4~ (5年間)	森林の荒廃に歯止めをかけ、県民共有の財産としてより良い姿で次世代に引き継いでいくため、その恩恵を受けている県民に薄く広く税負担をお願いし、森林保全施策を重点的に進める。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:均等割 額の5%	4.5億円	森林の持つ公益的機能を高める森づくり	・奥地林等の人工林間伐の実施経費及び簡易な作業道の開設に要する経費への支援(98百万円) ・山土場から市場へのスギ間伐材搬送費の一部助成(22百万円) ・森林災害復旧の緊急支援(171百万円) ・水源林の整備等(県立森林公園に隣接する人工林を県が取得し、適正に保全管理する。取得面積50ha)(32百万円)
				担い手の育成確保と木材利用の促進	・県産木材の学校施設や公共施設への利用(20百万円) ・高校生の企画・提案により校内に木の空間を創出(10百万円) ・エコ工法利用促進のための調査研究(河川の根固め工に間伐材を使用して試験施工し、追跡調査による機能検証を行い、今後の本格的導入に向けて検討)(10百万円) ・林業労働者の育成のため林業事業者が実施する現地研修経費の助成等(41百万円)
				森林・林業情報の提供に基づく活動推進	・森林、林業の役割等についての広報活動(9百万円) ・森林ボランティア育成及びネットワーク化 } (17百万円) ・県民の参加による植樹や保育のつどいの開催 } ・森林環境教育重点校での人材育成や小学生の交流活動の支援等(8百万円)
鳥取県 森林環境保 全税 H17.4~ (3年間)	県民全体が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共通の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。	県民税均等割 超過課税方式 個人:300円 法人:均等割 額の3%	1.0億円	とっとり環境の森緊急整備	・強度な間伐(通常(20%)より伐採率の高い(40%)間伐)による広葉樹との混交林化(60百万円) ・植生の失われた森林等に早期に植生を回復するための林地条件の整備(表土かき、簡易な階段工、防風工等の設置)(10百万円)
				県民総参加の森づくり	・森林ボランティア団体等の企画提案活動の支援(間伐の作業体験、源流探訪、森林教室、学校林の育成など)(8百万円)

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(施行済県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税収 (年額)	事業概要	
				項目	平成17年度実施内容
鹿児島県 森林環境税 H17.4~ (5年間)	森林の有する多面的かつ 公益的な機能の重要性に かんがみ、森林環境の保 全及び森林をすべての県 民で守り育てる意識の醸 成を図る。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:均等割 額の5%	3.8億円	森林をまもりそだてる整備 事業	・森林づくり推進員の設置(30百万円) ・国庫補助事業対象外の間伐や作業路・機械等の整備等(197百万円) ・県産間伐材での案内板や施設の整備(14百万円) ・立地条件や地域特性を活かした地域提案型による森林整備(13百万円)
				森林にまなびふれあう推 進事業	・緑化普及(学校環境緑化コンクール,学校林等活動コンクールの実施)・標語・絵画コン クールやシンポジウムの開催等(9百万円) ・森林ボランティアの技能研修(4百万円) ・森林体験・学習活動を行なう団体への助成(12百万円)
愛媛県 森林環境税 H17.4~ (5年間)	多様な公的機能を有する 森林について、県民にそ の大切さを知っていただ き、県民参加による森林づ くりに取り組む。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:均等割 額の5%	3.6億円	県民参加の森づくり	・森林ボランティアが活動する拠点フィールドの設置(20百万円) ・県民提案型事業の募集と助成(10百万円)
				県民と森との交流促進事 業	・森林環境税を財源として実施する各種事業をPRするためのロゴマーク、 ポスター原画の募集 ・「えひめ山の日」を普及啓発するシンボル事業としてのシンポジウム開催 ・森林ボランティアの交流拠点の設置
				源流の森整備保全	・奥地の森林1,000haを「源流の森」に指定し、森林整備のための調査(現地踏査、地形・土 質調査、林況調査、立地条件調査、荒廃森林調査、境界確定及び測量)(10百万円)
				木の香る環境づくり推進	・鉄筋コンクリート構造等の公共的施設の内装等に地域材を使用した場合の木工事経費に 対する助成及び公共的施設の外構に地域材を使用した木製品を導入した場合の経費に対 する助成(30百万円) ・県立学校の校舎改築に係る内装木質化(16百万円)
				木に親しむ学び舎づくり促 進事業	・小中学生を対象とする木工教室の開催(3百万円) ・幼稚園や小中学校、児童福祉施設等に新規導入する、木の机・椅子、屋外の大型遊具等 に対する助成(4百万円)
				集落緊急防災森林整備	・山地災害危険地区の内、山腹崩壊危険地区で、市町の地域の防災計画に登載している箇 所での人家裏の土砂流出防止のための森林整備(29百万円)
島根県 島根県水と 緑の森づくり 税 H17.4~ (5年間)	公益的機能を有する森林 が県民共有の財産である との認識に立ち、荒廃森 林を再生させ水を育む緑 豊かな森を次世代に引き 継いでいく。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:均等割 額の5%	2.0億円	緑豊かな森の再生	・水源地域での「水と緑の協定」(伐採制限、NPO参画、県民利用) ・不要木伐採と広葉樹植栽 等
				県民参加の森づくり	・水と緑の森づくり情報発信(ホームページ開設、季刊誌発行) ・水と緑の森フェスティバルや森づくり講座の開催 ・森づくりプロデューサーの育成と派遣 ・県民再生の森でのボランティア活動の推進 等
				森の恵みの身近な活用	・木質バイオマスの身近な活用実践(バイオ型ストーブ・トイレの設置) ・公共施設の内装木質化、木製機の導入 ・高齢者・共同作業所での間伐材加工 ・森づくりツーリズムの開催 等

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(施行済県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税収 (年額)	事業概要	
				項目	平成17年度実施内容
山口県 やまぐち森林 づくり県民税 H17.4~ (5年間)	森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、県民との協働による「安全で快適な県民の暮らしを守るための森林の整備」という視点に立った新たな森林づくりを進める。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:均等割 額の5%	3.8億円	健全で多様な森林づくりの推進	・長期間放置され荒廃した人工林の強度の間伐と針葉樹・広葉樹の混交林への転換(167百万円) ・繁茂した竹林の伐採(50百万円) ・憩いの場や安らぎを与えてくれる生活に身近な森林の整備(30百万円) ・魚つき保安林等海岸線の森林の再生整備(5百万円)
				県民と協働による森林づくりの推進	・森林の働きや整備の必要性、税を活用した取組等についての普及啓発と県民参加の森づくりの促進等(森林づくりに関する広報活動、不在村森林所有者等への普及啓発、子供達を対象とした森林環境教育、間伐・枝打・竹林整備体験等)(9百万円)
				適切な森林整備につながる森林資源の利用促進	・小学校等の公共施設への間伐材等県産木材を活用した木製品の設置(テーブル、椅子、ベンチ、プランター、傘立て等)の推進(15百万円)
熊本県 水とみどりの 森づくり税 H17.4~ (5年間)	多くの公益的機能を持つ森林をみんなの財産として県民全体で守り育てるために、意識醸成を図るとともに公益的機能の維持・促進を図る施策を一層推進する。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:均等割 額の5%	4.2億円	森林の公益的機能の発揮に向けた取り組み	・強度の間伐(40%程度)による針広混交林化への誘導(253百万円) ・皆伐後3年以上放置され、森林回復の見込みのない皆伐放棄地の植栽、保育(7百万円) ・流域連携による下流域住民による上流森林の整備への助成等(13百万円) ・重要水源林の市町村等の公有化に対する補助(10百万円)
				「森林を県民全体で育てる」ことについての理解に向けた取り組み	・森林の働きや大切さ、税導入の意義などの広報(CM、新聞広告、パンフレット)(10百万円) ・森林ボランティア活動支援センターの設置及びリーダーの養成研修(12百万円) ・里山林の利活用計画の策定及び施設の整備(炭窯、歩道、トイレ、作業小屋等)、活動(里山林整備、里山の利用)への助成(5百万円) ・学校林への活動支援(8百万円) ・森林ミュージアムの施設整備等(4百万円) ・県内の高校生や大学生等を対象に募集を行い、春休み等を活用した1泊2日から5泊6日程度の山村での林業体験留学を実施(1百万円)

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(未施行県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税込 (年額)	事業案	
				項目	内容
福島県 森林環境税 H18.4~ (5年間)	森林を県民全体で守り育て、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、「県民一人一人が参画する森林づくり」に取り組む財源とする。	県民税均等割 超過課税方式 個人:1,000円 法人:均等割 額の10%	10.0億円	森林との共生関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境学習の推進 森林文化の復興 森林ボランティアの総合対策
				森林環境の適正な保全	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境の適正管理 農山村活性化のための支援(廃校等を活用した都市と山村の交流や体験留学の支援、林業労働研修や就労の準備等定住化に必要な資金の支援等) 林業体験や農山村の民泊、食材・薬・癒し効果など森林環境を活用した森林産業の創出及び未利用の間伐材・根株等での木質バイオマス事業や木炭化による事業等の起業支援
兵庫県 県民緑税 H18.4~ (5年間)	県民の共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、「県民緑税」を導入し、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいく。	県民税均等割 超過課税方式 個人:800円 法人:均等割 額の10%	21.0億円	緊急防災林整備	<ul style="list-style-type: none"> 山地災害防止機能の高度発揮が求められている森林を対象に間伐に加え、樹高の2分の1を限度とする枝打ち、表土の流亡を防ぐための間伐木を使った土留工などを行い、早期に森林の有する防災機能の向上を図る
				針葉樹林と広葉樹林の混交化 (パッチワークの森)	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の間伐と広葉樹等の植栽による針広混交林化
				里山防災林整備	<ul style="list-style-type: none"> 集落の裏山を対象にした森林整備に併せた簡易な防災施設の設置や歩道整備
				野生動物育成林整備	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域において、人家等に隣接した森林の裾野を帯状に抜き切り、見通しの良い地帯を設けるとともに、森林の奥地に育成の場となる広葉樹林を整備し、農山村の安全で安心な生活環境の創出を図る
				県民まちなみ緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> 植樹活動への苗木の提供 密集市街地での防火緑化、空き地や事業所等の緑化等への助成
奈良県 森林環境税 H18.4~ (5年間)	「森林環境に関する新たな課税を」を導入することにより、この税収を活用して多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取組を推進する。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:均等割 額の5%	3.0億円	森林環境保全緊急間伐	<ul style="list-style-type: none"> 強度の間伐
				里山林の機能回復整備	<ul style="list-style-type: none"> 里山林の整備による野生動植物の生息・生育の場の保全や地域景観の回復
				奈良の元気な森林づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 放置森林調査及び所有者への森林整備の啓発
				森林環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 森林ボランティアや教員を対象とした森林環境教育の指導者育成研修の開催 小中学生を対象とした森林環境教育や林業活動体験学習の実施

森林整備のための財源(税)を定めた他県条例とその事業概要(未施行県)

県名 税の名称 導入時期	税の目的	課税方式 税率(年額)	税収 (年額)	事業案	
				項目	内容
大分県 森林環境税 H18.4~ (5年間)	新たな森林づくりを行うための財源を確保するとともに、森林に関する意識の醸成を図る。	県民税均等割 超過課税方式 個人:500円 法人:均等割 額の5%	2.9億円	環境を守り、災害を防ぐ 森林づくり	・公益上重要な間伐放置林の強度の間伐と広葉樹植栽による針広混交林化 ・里山林の竹林除去 ・災害が懸念される再造林放棄地の整備 ・新たな育林技術等の研究
				持続的経営が可能な森林 づくり	・県産材需要拡大のための研究とPR ・後継者の育成(新規参入者(後継者を含む)に対する林業への就業定着を図るための資金援助等) ・不在村森林所有者等の管理意識の喚起
				県民意識の醸成	・県民参加の森づくり運動の推進(森づくり大会やシンポジウム等の開催) ・森林ボランティア活動の支援 ・森林に関する情報発信・PR
				遊ぶ、学ぶの森林づくり	・子どもの野外活動体験の推進(自然体験ツアー、野外授業等) ・子どもが遊び、学べる身近な森林整備
滋賀県 琵琶湖森林 づくり県民税 H18.4~ (5年間)	琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくため、環境重視の森林づくりと県民協働の森林づくりに早急に取り組む。	県民税均等割 超過課税方式 個人:800円 法人:均等割 額の11%	6億円	環境を重視した森林づくり のための事業	・放置された人工林の強度間伐による針広混交林への転換 ・水源かん養機能が高度に発揮される長伐期林への誘導 ・地球温暖化防止の観点からの間伐材の搬出と利用の促進(森林組合による間伐材の買取等に対する助成、間伐材の県産材産地証明制度の運用に対する助成等) ・広く県民が森林に親しみ森林を理解する場としての里山の原風景の回復と動植物の生息・生育環境の再生
				県民協働による森林づくり のための事業	・森林の大切さを普及啓発するための積極的な情報発信(びわ湖水源のもりの日等) ・森林環境学習の推進、木の良さを体感できる機会の提供 ・森林所有者、地域住民、NPO、森林ボランティアグループなどが協働で取り組む保全整備活動の支援 ・地域住民、森林所有者、下流住民、森林組合などで構成する流域森林づくり委員会の設置・支援 ・森林資源の新たな利用方法の研究開発に対する助成
神奈川県 かながわ水 源環境保全 税(仮称) H19.4~ (5年間)	先人がこれまで築き上げた豊かな水資源を損なうことなく次世代に引き継ぎ、将来にわたり良質な水を安定的に県民が利用できるようにする。	個人県民税 (均等割・所得 割)超過課税 方式 個人:均等割 300円+所得 割700万円以 下の0.032% 法人:なし	38.0億円	森林の保全・再生	・水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約の4つの手法による公的管理・支援等を行い水源の森林づくり事業を推進 ・新たな土壌流出防止対策の実施等による丹沢大山の保全・再生対策 ・溪畔林整備事業 ・間伐材の集材、搬出に要する経費への助成及び生産指導コーディネーターの配置 ・地域水源林整備の支援
				河川の保全・再生	・生態系に配慮した河川・水路等の整備等による自然浄化対策の推進
				地下水の保全・再生	・市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策への支援
				水源環境への負荷軽減	・県内ダム集水域における公共下水道の整備促進 ・県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進
				県外上流域対策の推進	・相模川水系の県外上流域において山梨県と共同で環境調査を定期的実施
				水源環境保全・再生を推 進する仕組み	・水環境モニタリング調査の実施 ・県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり